

## Press Release

報道関係者 各位

令和2年12月1日

【照会先】

栃木労働局労働基準部労災補償課

労災補償課長 上岡 武雄

労災管理調整官 川村 朱実

(電話)028(634)9118

(FAX)028(635)2308

### 業務で新型コロナウイルスに感染した方2人を労災認定 ～ 業務によって感染した場合、 労災保険給付の対象となります ～

栃木労働局(局長 藤浪 竜哉)では、新型コロナウイルスに感染したとして労災保険の請求があった方2名について、業務上決定を行っております。業務によって感染した場合には、労災保険給付の対象となりますので、改めてご案内いたします。

#### 1 労災保険の対象となるのは

■感染経路が業務によることが明らかな場合

■経路が不明の場合でも、感染リスクが高い業務※に従事し、それにより感染した蓋然性が強い場合

※(例1)複数の感染者が確認された労働環境下での業務

※(例2)顧客との近接や接触の機会が多い労働環境下の業務

■医師・看護師や介護の業務に従事される方々については、業務外で感染したことが明らかな場合を除き、原則として対象となります。

#### 2 労災保険の種類

##### (1) 療養補償給付

業務に起因して新型コロナウイルスに感染し、医療機関等を受診した場合には、その費用等が療養補償給付として支給されます。

##### (2) 休業補償給付

療養のために仕事を休み、賃金を受けていない場合、その第4日目から給付基礎日額の約80%が休業補償給付として支給されます。

##### (3) 遺族補償給付

業務に起因して感染したため亡くなった方のご遺族の方には、遺族補償年金、遺族補償一時金などが支給されます。

■詳しくは、お近くの労働局・労働基準監督署へお問い合わせください。

## 業務によって感染した場合、 労災保険給付の対象となります

### 対象となるのは？

- 感染経路が業務によることが明らかな場合
- 感染経路が不明の場合でも、感染リスクが高い業務※  
に従事し、それにより感染した蓋然性が強い場合
  - ※（例1）複数の感染者が確認された労働環境下での業務
  - ※（例2）顧客等との近接や接触の機会が多い労働環境下の業務
- 医師・看護師や介護の業務に従事される方々については、  
業務外で感染したことが明らかな場合を除き、原則として対象

詳しくは厚生労働省HPのQ&A  
(項目「5 労災補償」)をご覧ください▶



### 労災保険の種類

業務に起因して新型コロナウイルスに感染した労働者の方やそのご遺族の方は、正社員、パート、アルバイトなどの雇用形態によらず、次のような保険給付を受けられます。

#### 療養補償給付

- ① 労災指定医療機関を受診すれば、原則として無料で治療を受けることができます。
- ② やむを得ず労災指定医療機関以外で治療を受けた場合、一度治療費を負担してもらい後で労災請求をすることで、負担した費用の全額が支給されます。

#### 休業補償給付

療養のために仕事を休み、賃金を受けていない場合、給付を受けることができます。

- 給付日：休業4日目から
- 給付額：休業1日あたり給付基礎日額の8割（特別支給金2割含む）

\*原則として「給付基礎日額」は発症日直前3か月分の賃金を暦日数で割ったものです

#### 遺族補償給付

業務に起因して感染したため亡くなった労働者のご遺族の方は、遺族補償年金、遺族補償一時金などを受け取ることができます。

- お問い合わせは、お近くの労働局・労働基準監督署へ ▶

